健康部監査結果報告書

定期監査

1　監査の対象及び範囲

健康部の所管に属する平成29年４月１日から平成30年２月28日までに執行された財務に関する事務

2　監査実施の期間

平成30年４月12日から同年６月29日まで

3　監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4　財務監査項目

(1) 予算の執行に関する事務
(2) 収入に関する事務
(3) 支出に関する事務
(4) 契約に関する事務
(5) 財産管理に関する事務
(6) 工事の施行に関する事務（別表）

5　監査の主な着眼点

(1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
(2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
(3) 契約事務が適正に執行されているか。
(4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
(5) 事務事業の内部統制が図られているか。
(6) ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
(7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6　財務監査の結果

監査の結果、次に述べる指摘事項については適正な措置を講じ、意見については検討されたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行に関する事務

一般X線撮影装置の購入に係る予算執行において、専決規程によれば財政部長に合議を要するところ、合議をせずに主管部長のみの決裁となっていた。今後は専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（地域医療推進課）

イ 収入に関する事務

健康増進センター駐車場の使用料については、健康増進センター条例及び同施行規則により、障害者及び本市等の職員（公用で使用する場合に限る。）が駐車場を利用する場合に免除することができる。しかし、これに該当しない者の利用について免除しているものがあった。本市の他施設においては、障害者等以外にも減免している例もあることから、今後は、こうした事例を参考にして規則の整備を図るなど必要な措置を講じ、適正な事務処理に改められたい。

（健康総務課）

ウ 支出に関する事務

精神保健対策事業における市外出張に係る旅行雑費の支給に当たり、横須賀市旅費支給条例に基づいて１日につき200円を支給すべきところ、同一日に２回出張したものについて、１回につき200円を支給し、過払いが生じていた。必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

（保健所健康づくり課）

エ 契約に関する事務

（ア）市立うわまち病院電話交換設備修繕及び放射線機器（外科用Ｃアーム）修繕に係る完了検査については、契約事務取扱規程によれば、検査員は、検査を行う場合は立会人及び契約者又はその使用人の立会いのうえ行い、立会人と連署した検査書により主管課長等に報告するものと定められている。しかし、当該完了検査において、立会人の連署のない検査書により報告されていたので、今後は契約事務取扱規程に基づく適正な事務処理に改められたい。

（地域医療推進課）

（イ）健康増進センターのプール音響設備に係る納入検査については、契約事務取扱規程によれば、検査員は、検査を行う場合は立会人及び契約者又はその使用人の立会いのうえ行い、立会人と連署した検査書により主管課長等に報告するものと定められている。しかし、当該納入検査において、立会人の連署のない検査書により報告されていたので、今後は契約事務取扱規程に基づく適正な事務処理に改められたい。

（保健所健康づくり課）

（ウ）健康安全科学センター空調設備点検委託に係る完了検査については、契約事務取扱規程によれば、検査員は、検査を行う場合は立会人及び契約者又はその使用人の立会いのうえ行い、立会人と連署した検査書により主管課長等に報告するものと定められている。しかし、当該完了検査において、立会人の連署のない検査書により報告されていたので、今後は契約事務取扱規程に基づく適正な事務処理に改められたい。

（健康安全科学センター）

オ 財産管理に関する事務

（ア）馬門山墓地において、行政財産目的外使用許可手続きがされていないものがあった（電柱１本、共架２本）ので、早急に対象物の現地確認を行うとともに、必要な措置を講じ、適正な管理に改められたい。

（健康総務課）

（イ）坂本町内会館用地において、普通財産一時貸付手続きがされていたが現況に物件がないものがあった（支線１条、引上管１本）ので、早急に対象物の現地確認を行うとともに、必要な措置を講じ、適正な管理に改められたい。

（健康総務課）

（ウ）健康増進センターのプール音響設備について、物品会計規則に基づく備品整理簿への登録がなされていなかったので、必要な措置を講じ適正な管理に改められたい。

（保健所健康づくり課）

(2) 意見

ア 契約に関する事務

健康安全科学センター空調設備点検業務委託は、設備の特殊性を理由として当初（平成18年度）から特命随意契約により同一の事業者を受託者としてきた。

健康安全科学センターは、本件業務を受託できる事業者の有無について数年前に調査を実施したが、受託可能な事業者が当該事業者に限られたことから、それ以降は調査を実施していない。

しかし、数年の経過の中で業界環境に変化が生ずる可能性も考えられることから、契約手続において競争性の実現が図られるよう、適時に調査を実施することを検討されたい。

（健康安全科学センター）

イ　財産管理に関する事務

健康増進センター駐車場の管理に当たり、駐車場使用料を免除する際に利用者に手交する駐車場利用券について、免除の事由に応じて使い分けることを前提に、健康総務課が２種類の券を調達し、作成や在庫管理をそれぞれについて行っている。同課から駐車場利用券の払出しを受けた各課においても、２種類についてそれぞれ受払い等の管理を行っている。

しかし、駐車場利用券の手交に当たっては、２種類が使い分けられていない場合があった。使い分けの必要性が乏しいのであれば、２種類を調達し、それぞれを管理することは不経済となるおそれもあることから、必要性を精査し、運用の見直しを検討されたい。

（健康総務課）

ウ　工事の施行に関する事務

（ア）市民病院ボイラー設備改修その他工事の設計単価決定において、一式とされていた見積りの一部に内訳を確認できない項目があった。一式とされた業務の要素が明確でないものについては、内訳を添付させるよう更に検討されたい。その旨、工事の積算等を所管した部署に申し入れられたい。

（地域医療推進課）

（イ）市民病院監視カメラ設備改修工事積算における液晶モニターの見積単価は、市場価格と比較すると高値であると推察される。設計単価決定に当たっては、可能な限り市場価格を把握し、適正な設計単価となるよう検討されたい。その旨、工事の積算等を所管した部署に申し入れられたい。

（地域医療推進課）

（別表）

監　査　実　施　工　事　一　覧　表

工　事　名	契約金額	契約年月日	工事期間
市民病院ボイラー設備改修その他工事（地域医療推進課）	119,620,800円	平成29年３月22日	平成29年３月22日 ～ 平成29年８月７日
市民病院監視カメラ設備改修工事（地域医療推進課）	14,131,800円	平成30年１月25日	平成30年１月25日 ～ 平成30年３月15日